

人工透析患者の通院費助成について

じん臓機能障がい者が人工透析療法を受けるために、医療機関への通院に要した交通費を一部助成する制度です。

対象者

身体障害者手帳(じん臓機能障害)を有し、本人及び生計中心者の所得税が非課税の方
※生活保護受給中の方は除く

助成額

実際にかかった交通費と、下記表の基準月額のどちらか低いほうが助成額となります。

<交通費の計算は、申請書の記述をもとに、自家用車使用の場合は1kmあたり15円、鉄道やバスなど公共交通機関を利用した場合はその運賃の額で計算します。>

通院距離(往復)	基準月額
15km未満	1,500 円
15km以上30km未満	2,000 円
30km以上	3,000 円

申請方法

半期ごと(前期4月～9月、後期10月～3月)の助成になります。

前回給付決定があった方、新規に希望される方へ9月頃(前期分)と4月頃(後期分)に申請書を郵送します。

申請書が届いて、対象者要件に当てはまり、希望される方は案内をもとに手続きしてください。

○透析通院に鉄道、バス、タクシーなど交通機関をお使いの方へ

申請時には最低1月分の交通機関の領収書 をご提出ください

通院距離(往復)	提出いただく領収書
15km未満	1,500 円／月に達するまでの領収書
15km以上30km未満	2,000 円／月に達するまでの領収書
30km以上	3,000 円／月に達するまでの領収書

問い合わせ先

南陽市福祉課 障がい福祉係

TEL:0238-27-1850(直通)